愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	○・八二四二	
			田原市	○・一七五八	
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	○・二六四二	
			碧南市	○・四六一七	
			高浜市	○・〇六七〇	
			知多郡武豊町	○・二〇七一	
	名古屋港	名古屋税関	名古屋市	○・四七七九	
			東海市	○・一一四二	
			知多市	○・〇七九八	
			弥富市	○・一三七八	
			海部郡飛島村	○・一九〇三	
三重県	四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	○・九五六八	
			三重郡川越町	○・〇四三二	
大阪府	阪南港	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	○・三八九〇	
			貝塚市	○・〇八六九	
			泉佐野市	○・五二四一	
			泉北郡忠岡町	○・〇〇〇〇	
	阪神港	大阪税関堺税関支署	堺市	○・六五一七	
			泉大津市	○・一六五四	
			高石市	○・一八二九	
		神戸税関尼崎税関支署	尼崎市	○・八八八八	
			西宮市	○・一一一二	
	姫路港	神戸税関姫路税関支署	姫路市	○・九九六〇	
			たつの市	○・〇〇四〇	
兵庫県	東播磨港	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	明石市	○・〇〇四六	
			加古川市	○・七〇八一	
			高砂市	○・〇一八五	
			加古郡播磨町	○・二六八八	
和歌山県	和歌山下津港	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	海南市	○・六〇二九	
			有田市	○・三九七一	
鳥取県	境港	神戸税関境税関支署	境港市	○・九四〇八	
島根県			松江市	○・〇五九二	
岡山県	福山港	神戸税関福山税関支署	笠岡市	○・〇三〇二	
			福山市	○・九六九八	
広島県	尾道糸崎港	神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	三原市	○・〇七六二	
			尾道市	○・四九八五	
			福山市	○・四二五三	

	広島港	神戸税関広島税関支署	広島市	○・九一二七	
			廿日市市	○・〇三六六	
			安芸郡海田町	○・〇〇四一	
			安芸郡坂町	○・〇四六六	
山口県	岩国港	門司税関岩国税関支署	岩国市	○・七五〇〇	
			玖珂郡和木町	○・二五〇〇	
	平生港	門司税関徳山税関支署平生出張所	熊毛郡田布施町	○・一〇〇〇	
			熊毛郡平生町	○・九〇〇〇	
	宇部港	門司税関宇部税関支署	宇部市	○・八二三二	
			山陽小野田市	○・一七六八	
徳島県	徳島小松島港	神戸税関小松島税関支署	徳島市	○・〇四四〇	
			小松島市	○・九五六〇	
沖縄県	那覇港	沖縄地区税関	那覇市	○・九八八五	
			浦添市	○・〇一一五	
	金武中城港	沖縄地区税関沖縄税関支署	南城市	○・〇〇〇〇	
			中頭郡中城村	○・〇〇五六二	
			中頭郡西原町	○・九四三八	
			うるま市	○・六九一一	
			沖縄市	○・〇四二五	
			国頭郡金武町	○・二六六四	

○総務省告示第三百十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第三項の規定による分割解散政党の政党交付金を引き継いだ旨の届出があったので、同条第五項の規定により準用される同法第二十一条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

届出をした政党の名称	引き継がれた政党交付金を有していた分割解散政党の名称
維新の党	日本維新の会、結いの党
次世代の党	日本維新の会

○総務省告示第三百二十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十五日

政党交付金の返還命令

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	民主党
政党交付金の返還命令額	4,768,900円
（理由）	政党助成法第33条第２項第２号又は第４号に該当するため。
政党の名称	みんなの党
政党交付金の返還命令額	825,999,942円
（理由）	政党助成法第33条第２項第３号又は第４号に該当するため。
政党の名称	次世代の党
政党交付金の返還命令額	27,126,885円
（理由）	政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。